平成２９年（フ）第４３８号
広島市西区田方２丁目39番11号
債務者　鉄板焼き　さんちぇ　こと　青野　英
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　有志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
福島県伊達市保原町字赤橋90番地３　サトウハイツ４号、従前の住所東京都江戸川区東葛西６丁目28番５号マンション・コイムＶ402
債務者　相馬　一人
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　靖裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
三重県津市久居緑が丘町２丁目11番地９
債務者　森田ちづる
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　栄智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６４号
大津市南郷１丁目11番13号サンライズシティ402号室、前住所京都市伏見区横大路下三栖東ノ口１番地34
債務者　嶋田　義行
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目19番２号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27－603号
債務者　村野　正明
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目19番２号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27－603号
債務者　村野　悦代
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１３号
愛媛県松山市空港通７丁目16番24号
債務者　大近砂緒里
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番26号　コーポ相原103号
債務者　早崎　　理
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
愛媛県東温市樋口1008番地
債務者　林　　久美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加地　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
奈良県橿原市石川町439番地の１　レジデンスＳ．Ｔ　405号室
債務者　平井　公己
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３３２号
北九州市小倉南区長野１丁目16番１－103号
債務者　内藤　　稔
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５７号
函館市富岡町１丁目34番７号
債務者　石井　博士
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
山形県米沢市大字花沢620番地
債務者　鈴木　和行
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５７１号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目42番地１　ソフィア大宮205号
債務者　湯本　葉子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘59番地１
債務者　牛窪　友美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９４３号
札幌市東区北49条東３丁目７番13号
債務者　佐藤　克仁
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４９号
札幌市豊平区中の島１条６丁目３番５－303号
債務者　仙波　宏史
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部